

5 障号外
令和 5 年(2023 年) 9 月 8 日

中核市以外の市町村に所在する
障害者支援施設
障害福祉サービス事業所等 の長 様
障害児通所支援事業所
障害児入所施設等

長野県健康福祉部障がい者支援課長

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修の受講に必要な
実務経験の例外的取扱いに係る指定権者への届出について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系において、サービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」という。）修了後にサービス管理責任者等実践研修（以下「実践研修」という。）を受講するために必要な実務経験（OJT）は「2年以上」とされていますが、令和5年6月30日に関係告示が改正され、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、障害福祉サービス等に係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、実践研修を受講するための実務経験（OJT）は例外的に「6月以上」とされたところです。

については、変更届出書の様式の一部を改正し、別添のとおり「変更があった事項」欄に10-2を追加するとともに、当該指定権者への届出に係る取扱いを別紙のとおりとしますので、御了知願います。

(問合せ先)

担 当 施設支援係 吉田

電 話 026-235-7149

ファックス 026-234-2369

電子メール fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp